平成２５年（フ）第７２号
兵庫県赤穂市本水尾町２番地30
債務者　入山　烈光
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県赤穂市本水尾町２番地30
債務者　入山　静子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市書写1070番地１　市営書写東住宅１棟1301号、従前の住所兵庫県姫路市田寺４丁目13番19号
債務者　小西　玲子（旧姓安川）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０５号
兵庫県姫路市白浜町甲2137番地１　白楊荘21号
債務者　安岡小百合
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８号
京都府京都市中京区壬生森町56－８ランドマークハヤシ901号、旧住所鳥取県倉吉市関金町今西256番地
債務者　長棟　崇史
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第６４号
鳥取県倉吉市円谷町538番地　ル・ヴァンヴェールＢ202
債務者　綾木　善男
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋241番地１　町住Ａ－３号
債務者　杉山美和子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第１２号
愛媛県西予市三瓶町津布理3545番地１
債務者　赤井　菊治
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２４号
北海道苫小牧市字勇払142番地の39
債務者　下河原　恵（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１９号
北海道小樽市桜５丁目17番11号
債務者　中田　正人
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２８号
北海道小樽市新富町３番10号
債務者　伊瀬　孝幸
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３０号
北海道小樽市富岡２丁目４番10号
債務者　平原　彰二
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１８号
宮城県白石市白川内親字荒25番地３
債務者　佐藤　茂男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１５号
秋田市土崎港相染町字沖谷地164番地　ラポールながとⅧＡ―11
債務者　小番　光有
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３号
秋田市雄和左手子字上野17番地
債務者　佐々木鉄美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
秋田県男鹿市脇本脇本字曲田14番地20　コンフォート脇本305、前住所秋田県潟上市天王字中分水２番地１　コーポ西村Ⅲ号棟３号室
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４号
秋田市八橋大道東10番32号
債務者　小林　榮子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部